

## 社会福祉法人相模福祉村 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相模福祉村（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき評議員及び理事並びに監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、理事長にのみ報酬を支給する。(別表1)
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。(別表2)

### (出張旅費等)

第3条 役員等が職務のため出張したときは、旅費等（交通費、宿泊料等）実費を支給する。

- 2 旅費等は、原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算払いし、出張終了後精算することができる。

### (公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	支給の時期
理事長	月額 500,000円	当月 25 日～末日の間

※年度総額600万円を限度とする。

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

内 容	報酬の額	支給の時期
評議員会への出席	日額 10,000円	その都度
上記以外の出勤	日額 10,000円	その都度

※各年度一人当たり総額7万円を限度とする。

(2) 理事及び監事

内 容	報酬の額	支給の時期
理事会への出席	日額 10,000円	その都度
上記以外の出勤	日額 10,000円	その都度

※各年度一人当たり総額10万円を限度とする。